

贈与税の控除・納税猶予・非課税制度一覧表

	基礎控除	生活費、教育費の贈与の非課税	居住用不動産の贈与の配偶者控除	相続時精算課税制度	非上場株式等の贈与の納税猶予(事業承継税制)	住宅取得等資金の贈与の非課税	教育資金の一括贈与の非課税	結婚・子育て資金の一括贈与の非課税
法令条文	相続税法21条の5 措置法70条の2の3	相続税法21条の3第2項	相続税法21の6	相続税法21の12	措置法70の7	措置法70の2	措置法70の2の2	H27税制改正大綱
創設年				H15税制改正	H21改税制正	H21税制改正	H25税制改正	H27税制改正(予定)
H27年度税制改正大綱	—	—	—	—	拡大	延長・拡大	延長	創設
適用期限	期限なし	期限なし	期限なし	期限なし	期限なし	～H31.6/30	～H31.3/31	H27.4/1～H31.3/31
贈与者(親族・年齢要件)	制限なし	扶養義務者	婚姻期間20年超の夫婦	60歳以上の親、祖父母	親族、年齢要件なし	直系尊属	直系尊属	親、祖父母
受贈者(親族・年齢要件)	制限なし	生計を一にする親族	婚姻期間20年超の夫婦	20歳以上の子、孫	20歳以上親族要件なし	20歳以上の直系卑属(合計所得2千万円以下)	30歳未満の直系卑属	20歳以上50歳未満の子、孫
年齢・期間の基準	—	—	入籍日から贈与日まで	贈与した年の1月1日現在	贈与日現在	贈与した年の1月1日現在	教育資金管理契約の締結日現在	
対象資産	制限なし	制限なし	不動産又は金銭	制限なし	非上場株式	金銭	信託受益権、金銭等	信託受益権、金銭等
受贈後の用途	制限なし	生活費、養育費	居住又は居住用不動産の取得	制限なし	保有	居住用不動産の取得、増改築	教育資金	結婚、子育て資金
適用限度額	毎年110万円	通常必要と認められるもの	2,000万円	2,500万円	受贈者(後継者)持分が2/3に達する部分	最大3,000万円	1,500万円	1,000万円
限度超過部分への課税	通常の贈与税課税	通常の贈与税課税	通常の贈与税課税	一律20%課税	通常の贈与税課税	通常の贈与税課税	通常の贈与税課税	通常の贈与税課税
受贈者が一定の年齢に達した時	—	—	—	—	—	—	30歳到達時の残額が贈与税の課税対象	50歳到達時の残額が贈与税の課税対象
受贈者が亡くなった場合	—	—	—	受贈者の相続人が権利義務を承継	納税免除	—	納税免除	納税免除
贈与者が亡くなった場合	相続前3年以内の贈与分が相続税の課税対象	—	—	相続税の課税対象(贈与時の評価額)	相続税の課税対象(相続税納税猶予適用可)	—	—	残額が相続税の課税対象
他の制度との併用	相続時精算課税とは不可	可	可	基礎控除とは不可	可	可	可	可
申告要件	—	—	期限後でも可	期限内	期限内	期限内	非課税申告書を取扱金融機関を経由して提出	非課税申告書を取扱金融機関を経由して提出